

議案第 80 号

関市分担金徴収条例の一部改正について

関市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 26 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

ライフライン保全事業に係る分担金を徴収する規定を加えるため、この条例を定めようとする。

関市分担金徴収条例の一部を改正する条例

関市分担金徴収条例（昭和60年関市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

26 ライフライン保全事業	毎年度の事業費に2分の1を乗じて得た額
---------------	---------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。